

不二越共和会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、不二越共和会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員が相互に協力し、不二越と密接に連係、協同して経営および技術の改善向上に取り組み、不二越並びに会員相互の進歩発展、繁栄をはかることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、(株)不二越 富山事業所 調達本部内に置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 不二越との連絡、協議事項
- (2) 経営、技術等の改善およびその向上に関する事項
- (3) 講演会、研究会、見学会等の開催
- (4) 会員相互の協業化、業務分担に関する事項
- (5) その他目的達成のために必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会会員の資格、入会および退会は次による。

- (1) 資格
法令および環境、企業倫理、職場での人権への配慮等の社会的規範を順守するとともに不二越と密接な取引関係にあり、不二越の推薦のある企業とし、役員会の承認を得て入会するものとする。
- (2) 退会
本会員は次の場合、不二越が了解したうえ、退会届を会長に提出し、役員会の承認を得て、退会することができる。
 - ① 不二越と取引関係がなくなったとき
 - ② 会員が退会を希望するとき
 - ③ 会員として不適当と認められたとき

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (不二越の推薦による)
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名 (部会長は幹事とする)
- (4) 会計監査 2名

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
役員に欠員が出た場合は必要に応じて補充し、その任期は前任者の在任期間とする。

(役員の決定)

- 第8条 役員は不二越の推薦により、総会の承認を得てこれを決定する。ただし、役員に欠員が生じた場合の補欠役員は、不二越の推薦により、役員会の承認を得てこれを決定する。

(役員の任務)

- 第9条 役員の任務は、次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会運営の一切の業務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が何らかの事情で職務遂行ができないときは、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は本会の業務を分担して会の運営にあたる。
 - (4) 会計監査は会計の業務を監査する。

第4章 総会

(総会)

- 第10条 総会は定例および臨時の2種とする。定例総会は年1回とし、臨時総会は、その必要があると認めた時、会長が招集する。

(総会の決議)

- 第11条 総会の決議は会員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。
可否同数の場合は議長がこれを決める。

(総会の議長)

- 第12条 総会の議長は会長の指名による。

(総会の決議事項)

- 第13条 次の事項は総会の決議によらなければならない。
- (1) 決算と事業報告、予算案と事業計画案
 - (2) 役員の選任
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他役員会が必要と認めた重要な事項

第5章 役員会

(役員会)

- 第14条 会長は必要に応じ役員会を招集し、会の運営に関する事項を協議する。

(役員会の決議)

- 第15条 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決める。

第6章 部会 及び 委員会

(部会の設置)

第16条 本会の業務を強力かつ円滑に推進するため、次の部会を置きその運営をはかる。
これらの編成は役員会の決定による。

- (1) 材料・部品部会
- (2) 設備部会
- (3) 加工部会

(部会長および部会幹事)

第17条 各部会にはそれぞれ部会長、副部会長、および部会幹事を置く。
部会長、副部会長は不二越の推薦を受け、会長が委嘱する。

(委員会の設置)

第18条 本会の安全衛生活動を強力かつ円滑に推進するため、安全衛生委員会を置きその運営をはかる。
委員会には、委員長、副委員長、および委員を置く。
委員長、副委員長は、不二越の推薦により会長がこれを委嘱する。

第7章 会 計

(会の経費)

第19条 本会の経費は会費および寄付金によってまかなう。
会費は総会において決定し、その徴収の時期、方法は役員会にて決める。
既納会費はいかなる理由によるも返却しない。

(臨時会費)

第20条 必要があるときは役員会の承認により、臨時会費を徴収することができる。

(会計)

第21条 会計の業務は事務局が行い、役員会の承認を得る。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第22条 本会に事務局を置く。

(事務局の運営)

第23条 事務局は、役員の指示を受けて運営を行う。

第9章 事業年度

(事業年度)

第24条 事業年度は、12月1日より翌年11月30日までの1年間とする。

附 則

- ① 本会則は、２０１５年 ９月 １日から実施する。
- ② 事業年度延長 ２０２５年度の事業年度は２０２４年９月１日から２０２５年８月３１日であるが、今期は延長して２０２５年１１月３０日までとする。
- ③ 事業年度変更 本会則は２０２５年 ９月 １日から実施する。